

令和 5 年度
社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会

事 業 計 画 書

目 次

1	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	重点的な取組	
	（１）地域福祉推進のための取組【地域福祉課】・・・・・・・・	2
	（２）地域包括ケアシステムの推進【在宅サービス課】・・・・・・・・	4
	（３）権利擁護の推進【権利擁護推進課】・・・・・・・・	6
	（４）組織基盤の強化【総務課】・・・・・・・・	8
3	事業実施計画	
	（１）会務の運営・・・・・・・・	10
	（２）災害対応・・・・・・・・	10
	（３）総務課所管事業・・・・・・・・	11
	（４）地域福祉課所管事業・・・・・・・・	13
	（５）権利擁護推進課所管事業・・・・・・・・	16
	（６）在宅サービス課所管事業・・・・・・・・	19

令和5年度社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会事業計画

1 基本方針

急速な少子高齢化や人口減少、核家族化、高齢者世帯の増加、価値観の多様化が進み、これらの社会構造の変化などを背景として、支えあいの基盤が脆弱化しているなか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が重なり、住民が抱える課題はより一層、複合化・複雑化しています。このような生活課題や福祉課題に対応するためには、柔軟かつ堅実に地域福祉活動を進めていく必要があります。

さいたま市社会福祉協議会では、国やさいたま市が進める「地域共生社会の実現」や持続可能な開発目標（SDGs）が示す「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」との整合を図り、「ともにつながり 支えあい 一人ひとりがその人らしく暮らせるまちづくり」を新たな基本理念として、さいたま市地域福祉活動計画に定めました。

さいたま市の地域福祉活動の推進に向け、計画の確実な推進に努めるとともに、行政や地区社会福祉協議会をはじめ、地域住民、ボランティア、社会福祉施設・事業所、関係団体、企業などの多様な主体の参画と協働を進めていきます。また、人材育成や財源確保など、地域福祉活動の基盤強化にも努めていきます。

とりわけ今年度は「地域福祉推進のための取組」「地域包括ケアシステムの推進」「権利擁護の推進」「組織基盤の強化」の4つの取組について重点を置き、活動を展開していきます。

2 重点的な取組

(1) 地域福祉推進のための取組【地域福祉課】

地域共生社会の実現に向け、地域住民やボランティア、社会福祉施設・事業所、関係団体、企業など、様々な分野の主体との連携を強化し、地域生活課題の把握と共有、解決に向けた取組みを進めるとともに、住民主体の地域福祉活動の一層の推進を図るため、地区社会福祉協議会の活動を支援する。

また、コミュニティソーシャルワーカーのモデル配置を行い、実践を通じてコミュニティソーシャルワーカーの機能や活動の手法、効果等の検証を進める。

【内容】

ア ボランティア体験学習事業

地域でのボランティア体験を通じ、参加者が地域の社会的課題に目を向け、ボランティア活動に対する理解を深めるとともに、本事業をボランティアや市民活動団体、福祉施設等と協働して実施することにより、地域ぐるみでボランティアを育成する機運を高める。また、誰もが地域社会を構成する一員として、社会とのつながりを持ち、役割を持ちながら、その人らしく暮らしていくことができるよう、あらゆる人々が互いを尊重し、共に生きる地域づくりへの意識を高める。



さいたま夏のボランティア体験学習事業
(外国コイン募金の仕分け)

イ 福祉教育・ボランティア学習推進事業

住民の主体性を育む福祉教育を実践するために、学校や地域団体、企業等からの福祉教育に関する相談に応じるとともに、地区社会福祉協議会や社会福祉施設等とプログラムを協働して実施し、地域に根差した福祉教育・ボランティア学習を推進する。

ウ 地区社会福祉協議会活動への支援

地区社会福祉協議会がそれぞれの地域のニーズに基づいた計画を策定し、課題の把握と共有、解決に向けた取組みが推進されるよう、地区社会福祉協議会の主体的な活動を支援する。

(7) 地域福祉行動計画の策定

地域における住民の自主的な福祉活動を支援するために、市内の地区社会福祉協議会に対し、地域の福祉ニーズや地域の特性に応じた地域福祉行動計画が策定されるよう支援する。〔計画策定地区数：11地区〕

(4) 地域福祉活動補助金の交付

地区社会福祉協議会の活動を支援するため、補助項目を設定のうえ、地域福祉活動補助金を継続的に交付し、地域福祉活動の活性化を図る。

- ・地域住民への情報提供〔補助上限額：5万円〕
- ・地域住民を対象とした福祉講座〔補助上限額：5万円〕
- ・地域福祉推進委員会の設置・運営〔補助上限額：2万5千円〕
- ・障害者や子育て中の親子などを対象としたサロン活動〔補助上限額：5万円〕
- ・高齢者を対象としたサロン活動〔補助上限額：5万円〕
- ・地域の社会福祉法人や福祉施設と協働した取組〔補助上限額：5万円〕
- ・障害者や子育て中の親子などを対象としたサロン活動〔補助上限額：5万円〕
- ・見守り活動①ゆるやかに見守る活動〔補助上限額：10万円〕
②ゆるやかに見守る活動＋訪問による見守り活動〔補助上限額15万円〕
- ・支えあい活動〔補助上限額：10万円〕
- ・その他〔補助上限額：3万円〕

(9) 会議・研修の開催

地区社会福祉協議会活動の一層の活性化を目的とし、会議・研修を開催する。

- ・地区社会福祉協議会連絡会

地区社会福祉協議会相互の情報共有、地区社会福祉協議会が抱える課題の把握とその解決に向けた検討等を行うための連絡会を開催する。

- ・地域福祉講座等の研修の開催

地区社会福祉協議会に関わる方等を対象に、地域福祉活動に必要な知識の習得及び実践事例を共有する研修を実施する。

エ コミュニティソーシャルワーカーのモデル配置の実施

第3次さいたま市地域福祉活動計画に基づき、コミュニティソーシャルワーカーのモデル配置を実施し、アウトリーチや伴走型支援、課題解決の仕組みづくりにおけるコミュニティソーシャルワーカーの役割について整理を進める。

（２） 地域包括ケアシステムの推進【在宅サービス課】

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、高齢者の相談窓口・介護予防の推進・ケアプラン作成等の居宅介護支援・在宅療養者の看護や医療処置等の支援を提供する体制を整備し、地域包括ケアシステムを推進する。

【内容】

ア 地域包括支援センターの運営（地域包括支援センター社協みなみ・社協岩槻）

地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定に資する必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

（ア）「自立支援」を基本としたケアマネジメントの推進

単に心身機能の向上を目指すのではなく、高齢者等本人の「したい」「できるようにになりたい」ことの実現に向けて必要な支援を行い、なじみの関係の再構築や地域活動の参加等により、「役割や生きがいを持って生活できる」ことを目指すケアマネジメントを推進する。

（イ）地域ケア会議の開催

困難事例及び介護予防のための地域支援個別会議を開催し、関係機関や専門職からの助言をもらい、自立を阻害する個別課題の解決に向け協議する。また、個別課題の分析を積み重ね、共通した地域課題を地域支援会議で共有し、課題解決に向けた協議を行う。

（ウ）共生の地域づくりの推進

地域資源の把握や開発、継続支援、地域で活躍する人材の発見や育成等を行い、地区社会福祉協議会と連携して、お互いに支え合う地域づくりを支援する。また、地域住民の認知症への理解を深める支援を行い、認知症の人ができる限り地域で自分らしく暮らし続けることができるように、チームオレンジの構築及びその展開を通して、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、共生のまちづくりを推進する。

（エ）高齢者等の権利擁護の推進

高齢者等が地域において安心して尊厳ある生活が維持できるように、成年後見制度や消費者被害等についての相談を受け、関係機関と連携しながら支援を行う。また、行政と連携しながら高齢者の虐待の防止や早期発見、早期対応に努めていく。

（オ）介護予防の推進

地域活動の支援や、高齢者等が自宅に閉じこもることで心身ともに虚弱にならないよう、運動・栄養・社会参加が重要であることを地域住民に啓発し、更なる介護予防を推進する。



認知症徘徊模擬訓練



オレンジカフェみなみ

イ 居宅介護支援事業の推進（社協ケアプランおおみや・社協ケアプラン岩槻）

要支援、要介護者が、住み慣れた地域で自立した生活を送るために、フォーマルサービス、インフォーマルサービスを含めた支援計画の作成と、必要なサービスを提供する地域住民や関係機関等との連絡調整を行う。

事業所内での定例会において、研修や事例検討を行い技術と支援力の向上を図り、また、地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員と合同での研修等を企画、開催する。

個別支援から見えてきた地域課題の解決に向けて、地域包括支援センターと連携していく。

ウ 訪問看護事業の推進（社協訪問看護ステーションおおみや）

要介護状態となっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、主治医や介護支援専門員等関係機関と連携することで疾病の重度化を予防し心身の機能維持・回復が図れるよう、また、24時間緊急対応を行い、本人と家族にとって安心して在宅療養できるよう支援していく。

医療と介護の連携の一環として、退院支援について即時対応の体制を整えるために、介護支援専門員はじめ在宅サービス事業者との連携の構築を推進する。

在宅医療が広がる中、期待される役割が達成できるよう、研修や会議を効果的に活用し、職員の資質向上及び育成に取り組む。

また、地域住民に向けて、健康増進のための相談会等を計画し、事業所へ向けた研修会については、引き続き開催していく。

（３） 権利擁護の推進【権利擁護推進課】

「さいたま市高齢・障害者権利擁護センター」業務を市から受託し、地域における権利擁護支援の連携・対応強化の推進役である中核機関として、地域連携ネットワーク協議会の事務局を担う。第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、高齢や障害分野などの専門職団体や関係機関と連携を図り、権利擁護の視点における地域づくりを推進するほか、成年後見制度が適切に利用されるよう、成年後見制度に関する「周知・啓発」「相談対応」「市民後見人の養成」「親族後見人等の支援」について各種事業を実施する。

また、「法人後見事業」、「日常生活自立支援事業」及び「高齢者くらしあんしん事業」により、判断能力が十分でない方や65歳以上の一人暮らし及び高齢者のみの世帯の方が住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けることができるよう支援する。

このほか、市民に対して権利擁護に関する相談及び支援を行う機関を対象に、専門性を更に強化するための相談や研修の機会を設ける。

【内容】

ア 成年後見制度利用促進基本計画における中核機関機能

（ア）制度に関する周知・啓発

一般市民を対象に成年後見制度の利用に係る意識啓発のためのセミナーを開催するほか、身近な地域で権利擁護支援が必要な方に気づき、適切な支援につなげることができるよう、成年後見制度を含む権利擁護支援について学ぶ機会や相談する機会などを設けていく。

また、市内福祉事業従事者、行政職員等に対しては、成年後見制度を含む高齢者及び障害者の権利擁護に係る知識及び技能を向上させるための研修を開催する。



成年後見制度周知啓発セミナー（市民向け講座）

（イ）制度に関する相談対応

相談専用電話を設置し、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者、その他の判断能力が十分でない方、又はその親族及び生活を支援する方からの成年後見制度の利用に関する相談に応じる。

（ウ）市民後見人の養成

社会貢献への意欲が高い一般市民の中から、成年後見制度に関する一定の知識・態度を身に付けた成年後見人等の候補者を養成する研修を開催する。また、市民後見人候補者として登録する事務を行う。

(エ) 親族後見人等の支援

親族の成年後見人等として活動又は活動を予定している市民を対象に、弁護士などの専門職への相談や活動上の悩みを共有する会合を開催する。

イ 法人後見事業の実施

(ア) 法人による受任

親族、資産及び所得の状況から、他に適切な成年後見人等が得られない方に対し、本会が受任し後見活動を行うことにより、成年被後見人等の権利擁護に努める。

(イ) 市民後見人への移行と監督の実施

本会で受任した事案のうち、状況が安定しているものについては、市民後見人へ移行する。また、市民後見人候補者が成年後見人等として選任された場合は、後見監督人等として市民後見人の活動が適正なものとなるよう監督、支援していく。

ウ 日常生活自立支援事業の実施

(ア) 成年後見制度等への適切な移行支援の実施

利用者に対して、適切な支援が提供できるよう、定期的に行っているモニタリング時に成年後見制度への移行等の必要性についても検討する機会を設ける。

また、成年後見制度への移行にあたっては、必要に応じて親族等への制度説明も行う。



日常生活自立支援事業による支援

(イ) 専門員、生活支援員の資質向上のための研修の実施

複雑化するケースに対応するために、関係機関との連携を強化するとともに、適切な援助に必要な知識及び技術を得ることを目的とした研修を実施する。

エ 高齢者くらしあんしん事業の実施

65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯の方と契約を結び、定期的な電話や訪問により定期生活相談サービスを行うとともに、必要に応じて日常生活支援や書類等預かりサービス、入院や施設入所時の保証機能サービスを提供することで、住み慣れた地域で自立した生活が続けることができるよう支援していく。

オ 心配ごと相談所事業の実施

市内5か所において相談所を運営し、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言援助を行うことにより、福祉の増進を図る。また、相談員への研修の機会を継続して設けるほか、把握した支援ニーズに対し、関係機関と情報共有を図る。

（４） 組織基盤の強化【総務課】

少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少に対応するため、新たな福祉人材の確保、育成、定着に向け取組むとともに、定年引上げを行うなど高齢期の職員の最大限の活用について整理を進めるほか、職員のコンプライアンス意識の向上、組織運営を担う人材の計画的かつ継続的な育成を通じて組織基盤の強化を図る。

また、自然災害が頻発・大規模化する中、平時から災害に備え、職員向け災害ボランティアセンター運営訓練を実施するとともに、市内各関係機関・団体等との連携を進めながら、災害時における本会の体制強化を図る。

【内容】

ア 組織の透明性と信頼性の確保

本会の事業展開にあたっては、地域住民をはじめ、関係機関や団体等からの理解と信頼が必要不可欠となることから、地域に開かれた社会福祉法人として、法人運営における透明性の確保を図りつつ、様々な福祉情報を適切なタイミングでわかりやすく発信する。

また、職員一人ひとりに対し、コンプライアンス意識の向上を図るとともに、人材育成基本方針に基づいた職員育成を行い、質の高い福祉サービスの提供へと結び付けられるよう取組む。

イ 収益事業の強化

地域福祉活動の財源確保に向けて、本会に寄せられる寄附が、本会の活動財源として、地域福祉の推進に大きな役割を果たしていることを、引き続き広報・啓発していくとともに、遺贈寄附の受入れや不要入れ歯の回収等について、福祉関係機関、団体及び企業等に広く周知する。

特に、地域貢献型自動販売機設置事業においては、賛助会員の加入や共同募金への協力等と併せて団体や企業等に依頼し、設置台数の更なる増加を図る。

ウ 災害時における対応

(ア) 災害ボランティアセンター運営訓練の実施及び設置・運営マニュアルの検証

災害ボランティアセンタースタッフの中心となる職員が、実際の被災時の運営に役立てられるよう、災害ボランティアセンター運営訓練を実施し、運営の方法を学ぶ。

また、運営訓練を通して、さいたま市と作成した災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの内容を検証する。



災害ボランティアセンター運営訓練の様子

(イ) 災害ボランティアセンター運営に係る体制整備

さいたま市と災害協定を締結している企業等を中心に働きかけ、災害時に本会が運営を行う災害ボランティアセンターへの人的、物的支援の協力を依頼し、災害時連携協定の締結を進める。



パートナーシップ（災害時）連携協定締結式

(ウ) 災害ボランティア活動に係る情報交換会の開催

災害ボランティアセンターの運営を円滑に実施できるよう協議するとともに、市内各関係機関、団体及び災害時連携協定を締結している企業等との連携を図り、災害時における迅速な対応と体制づくりを行うことを目的とした災害ボランティア活動に係る情報交換会を実施する。

3 事業実施計画

(1) 会務の運営

事業名	概要
1. 役員会等の開催	会務の適切な運営に向けて、事業の決定・執行を図るために理事会等を開催する。 (1) 理事会 (2) 評議員会 (3) 監査会 (4) 三役会 (5) ボランティアセンター運営委員会 (6) 地域福祉推進委員会
2. 各種会議の開催	事業の効率的な執行を図るために、次の会議等を開催する。 (1) 市地区社会福祉協議会連絡会 (2) 区地区社会福祉協議会連絡会 (3) その他必要な会議
3. 政令市社会福祉協議会としての対応	全国社会福祉協議会関連会議への出席等、指定都市社会福祉協議会としての業務に対応する。 (1) 指定都市社協・民児連連絡協議会 (2) 都道府県・指定都市社協常務理事・事務局長会議 (3) 都道府県・指定都市社協部・課・所長会議 (4) 関東甲信越静ブロック都県・指定都市社協会長会議 (5) 関東甲信越静ブロック都県・指定都市社協常務理事・事務局長会議 (6) 関東甲信越静ブロック都県・指定都市社協総務部課長会議 (7) 関東甲信越静ブロック都県・指定都市社協組織・ボランティア業務担当部・課長会議及び担当者研究協議会 (8) 関東ブロック・郡市区町村社協職員合同研究協議会
4. 役職員の研修	人材育成基本方針に基づき、地域福祉推進の中核的役割を果たしていくために欠かせない活動や事業、組織運営を担う人材を計画的かつ継続的に育成していく。

(2) 災害対応

1. 防災・災害時への対応	災害ボランティアセンターの運営について、県内外の社協、市民団体等と訓練を通じ平時からの関係構築を図り災害時の対応に備える。また、さいたま市と締結している災害ボランティアセンターに関わる協定書及び設置・運営マニュアルに基づき、災害ボランティアセンター運営訓練の実施を継続し、円滑な運営体制の構築を図っていく。
---------------	--

(3) 総務課所管事業

事業名	概要	予算額 (前年度)	単位 千円
1. 社会福祉大会事業	社会福祉大会を開催し福祉の高揚と推進を図り、併せて福祉活動に対する協力者及び浄財寄贈者に対し感謝の意を表する。	1,598 (1,655)	【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 共同募金配分金事業 【サービス区分】 社会福祉大会事業
2. 歳末たすけあい事業	支援を必要とする方々が地域で安心して暮らすことができるよう、地区社会福祉協議会の協力を得て、各種福祉活動を実施する。	40,222 (39,823)	【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 共同募金配分金事業 【サービス区分】 歳末たすけあい事業
3. 広報紙発行事業	広報紙「ぼけっと」を発行し、福祉の啓発と福祉活動への関心を高め、住民や地域で活動する団体の主体的な参加を推進する。	30,713 (27,820)	【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 共同募金配分金事業 【サービス区分】 広報紙発行事業
4. 地域福祉情報・研修センター運営事業	○ホームページの管理運営 本会のPRと福祉に関する情報の発信を通して、住民や諸団体の地域福祉への主体的な参加を促進するため、本会ホームページの管理運営を行う。 ○各種研修の実施 福祉従事者、ボランティア活動者、民生委員・児童委員および市民に対し、社会福祉の理念などを踏まえた研修を実施し、福祉人材の育成や資質の向上、地域福祉の推進を図る。 福祉従事者向けとして「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」における階層別4コースを実施する。 また、従事者や地域で活動するボランティア等を対象に、福祉施設と地域との連携をテーマとした研修を実施する。	1,476 (1,476) 814 (814) 9,458 (9,406)	【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 共同募金配分金事業 【サービス区分】 地域福祉情報・研修センター運営事業 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 研修受託事業 【サービス区分】 社会福祉研修 (民生委員・児童委員研修)事業 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 研修受託事業 【サービス区分】 福祉施設等従事者研修事業

(3) 総務課所管事業

事業名	概要	予算額 (前年度)	単位 千円
5. 地域貢献型自動販売機設置事業	公共施設等に自動販売機を設置し、その収益を社会福祉事業の財源に充てる。 ・自動販売機設置台数 令和5年4月1日 95台（見込）	20,378 (20,578) 【事業区分】 収益事業 【拠点区分】 自動販売機設置事業 【サービス区分】 自動販売機設置事業	
6. 賛助会費	会員募集運動を強化して自主財源の確保を図り、社会福祉の向上に努める。	収入見込額 63,000 (63,000)	

(4) 地域福祉課所管事業

事業名	概要	予算額 (前年度)	単位 千円
1. 地域福祉活動推進事業	市内52地区社会福祉協議会に対し、運営や活動等の支援を行う。 ・地区内の活動について、研修や情報交換等を行うとともに補助金を交付して活動を支援する。 ・地区社会福祉協議会相互の情報共有等を目的とした地区社協連絡会を開催する。 ・地区社会福祉協議会ごとに地域福祉行動計画を策定し、その円滑な実施に向けて支援する。	123,638 (121,450)	【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 地域福祉活性化事業 【サービス区分】 地域福祉活動推進事業
2. 住民参加型在宅福祉サービス事業	○あおぞらサービス 在宅で生活する単身高齢者又は障害者（児）等のうち、家事等の支援を必要とする者に対し、近隣住民（登録者：協力会員）による援助を行い、その福祉の向上を図る。 ○住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会 地域で活動を進める住民参加型在宅福祉サービス団体間の活動が、より円滑、効果的なものとなるよう、情報交換、連絡調整等のための定期的な連絡会を開催する。	10,287 (9,630)	【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 地域福祉活性化事業 【サービス区分】 住民参加型在宅福祉サービス事業
3. 宅配食事サービス事業	一人暮らし高齢者等に対し、定期的に食事の宅配をすることにより健康保持を図り、孤独感の解消や安否確認を行う。また、事業を通じて地域住民相互の福祉活動の活性化を図る。	107,624 (109,521)	【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 高齢者福祉事業 【サービス区分】 宅配食事サービス事業
4. ふれあい会食推進事業	一人暮らし高齢者を対象に、地区社会福祉協議会及びボランティアの参加と協力により会食を実施することにより、高齢者の孤独感の解消と健康維持を図る。	22,459 (22,457)	【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 共同募金配分金事業 【サービス区分】 ふれあい会食推進事業
5. 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障害者とその他の方との意思疎通を支援するために、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、社会参加の促進につながる円滑なコミュニケーションを図る。	87,316 (86,957)	【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 障害者福祉事業 【サービス区分】 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

(4) 地域福祉課所管事業

事業名	概要	予算額 (前年度)	単位 千円
6. 聴覚障害者相談員設置事業	聴覚障害者の日常生活上の相談に応じ、必要な情報提供及び助言、その他関係機関との連携により問題解決のための援助を行う。	6,161 (5,846)	【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 障害者福祉事業 【サービス区分】 聴覚障害者相談員事業
7. 視覚障害者情報提供事業	視覚障害者の社会参加を促進するため、日常生活上必要な情報を点訳及び音訳により提供する。	2,932 (2,752)	【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 障害者福祉事業 【サービス区分】 視覚障害者情報提供事業
8. ボランティアセンター運営	ボランティア活動に関する相談・調整・啓発・情報提供を行い、更なる活動の推進を図る。 ・ボランティア講座を実施し、新たなボランティア人材を発掘、育成する。 ・ボランティアグループ及びボランティア連絡会の活動にかかる助成金の交付、情報提供、情報発信等の支援を行い、ボランティア活動の活性化を図る。 ・普及啓発イベントや講演会の開催、各区の区民祭りなどへの参加を通じ、多くの市民に対して、ボランティア・市民活動、福祉意識の高揚及び地域福祉推進について啓発を図る。	6,077 (6,067)	【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 ボランティアセンター事業 【サービス区分】 ボランティアセンター運営事業
9. ボランティア体験学習事業	市内のボランティア・市民活動団体や福祉施設等と協働し、ボランティア活動の体験機会を企画し、新たなボランティア・市民活動を行う人材の発掘及び育成を図る。		
10. 福祉教育・ボランティア学習推進事業	学校や地域団体・企業等からの福祉教育に関する企画相談や助言、また、福祉教育やボランティア学習に関する講師の紹介を通じて、地域を基盤とした福祉教育・学習活動の推進を図る。		

(4) 地域福祉課所管事業

事業名	概要	予算額 (前年度)	単位 千円
11. 地域福祉活動計画進行管理	地域福祉活動計画の着実な実行を図るため「地域福祉推進委員会」を開催するとともに、必要な調査等の実施により計画の適切な進行管理を行う。 また、地域福祉活動計画に基づき、コミュニティソーシャルワークの推進を図るための取組みについて研究及び検証を行う。	2,075 (1,438) 【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 調査・普及・宣伝事業 【サービス区分】 調査研究事業	
12. 交通遺児育成事業	交通事故により保護者を失った交通遺児を激励することを目的に助成金を交付する。	456 (456) 【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 基金運営事業 【サービス区分】 交通遺児育成基金事業	

(5) 権利擁護推進課所管事業

事業名		予算額 (前年度) 単位 千円
1. 高齢・障害者権利擁護センター事業	「さいたま市高齢・障害者権利擁護センター」業務を市から受託し、地域における権利擁護支援の連携・対応強化の推進役である中核機関として、地域連携ネットワーク協議会の事務局を担う。第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、高齢や障害分野などの専門職団体や関係機関と連携を図り、権利擁護の視点における地域づくりを推進するほか、成年後見制度が適切に利用されるよう、成年後見制度に関する「周知・啓発」「相談対応」「市民後見人の養成」「親族後見人等の支援」について各種事業を実施する。 ・一般市民を対象に成年後見制度の利用に係る意識啓発のためのセミナーを開催する。また、市内福祉事業従事者、行政職員等に対しては、成年後見制度を含む高齢者及び障害者の権利擁護に係る知識及び技能を向上させるための研修を開催する。 ・相談専用電話を設置し、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者、その他の判断能力が十分でない方、又はその親族及び生活を支援する方からの成年後見制度の利用に関する相談に応じる。 ・社会貢献への意欲が高い一般市民の中から、成年後見制度に関する一定の知識・態度を身に付けた成年後見人等の候補者を養成する研修を開催し、また、市民後見人候補者として登録する事務を行う。 ・親族の成年後見人等として活動又は活動を予定している市民を対象に、弁護士等の専門職への相談や活動上の悩みを共有する会合を開催する。 ・高齢者や障害者の差別及び虐待事案について、相談・通報を受けた関係機関等より相談を受け、問題の整理や援助の方向性等、虐待等対応機関の専門性を強化するため、センターに嘱託医師及び嘱託弁護士を設置し、医学的・法律的視点からの助言を行う。	31,349 (31,349) 【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 高齢・障害者権利擁護センター事業 【サービス区分】 高齢・障害者権利擁護センター事業
2. 法人後見事業	認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない方の成年後見人、保佐人又は補助人として後見活動を行うことにより、本人の権利を保護するとともに、安心して生活が送れるよう支援する。 また、法人で受任した事案のうち、状況が安定しているものについては、市民後見人へ移行する。市民後見人候補者が成年後見人等として選任された場合は、後見監督人等として市民後見人の活動が適正なものとなるよう監督、支援していく。	5,040 (4,920) 【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 高齢・障害者権利擁護センター事業 【サービス区分】 法人後見事業
3. 日常生活自立支援事業	認知症等の高齢者や知的障害・精神障害等のある方が、安心して生活が送れるよう、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービス利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的な金銭の支払い等の援助を行い支援する。また、必要な方には書類等の預かりも行う。	43,478 (44,771) 【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 高齢・障害者権利擁護センター事業 【サービス区分】 日常生活自立支援事業

(5) 権利擁護推進課所管事業

事業名		予算額 (前年度)	単位 千円
4. 高齢者くらしあんしん事業	契約能力がある高齢者と契約し、入院や施設入所時の保証機能等を担うことで住み慣れた地域で自立した生活が続けることができるよう支援する。	6,543 (6,543)	【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 高齢・障害者権利擁護センター事業 【サービス区分】 高齢者くらしあんしん事業
5. 心配ごと相談所事業	日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行う。 ・相談会場 週1回：大宮区役所 月2回：中央区事務所 浦和区保健センター 武蔵浦和コミュニティセンター 岩槻駅東口コミュニティセンター	1,214 (1,214)	【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 心配ごと相談所事業 【サービス区分】 心配ごと相談所事業
6. 緊急生活資金貸付事業	不測の出費などにより一時的に生計の維持が困難になった世帯に対し、資金の貸付けを行う。 ・一般貸付：限度額 3万円 ・特別貸付：限度額 10万円	26,157 (23,817)	【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 貸付事業 【サービス区分】 緊急生活資金貸付事業
7. 生活福祉資金貸付事業	埼玉県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金等の相談・受付を行う。 ○生活福祉資金 ・失業者等の日常生活全般に困難を抱えている世帯に対する、生活の立て直しに必要な費用の貸付け。 ・低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対する、技能習得、住宅改修、福祉用具購入等に必要な経費の貸付け。 ・低所得世帯に属する方が、高等学校、大学等への入学に係る経費及び就学に必要な経費の貸付け。 ・低所得又は要保護の高齢者世帯に対する、一定の居住用不動産を担保とした生活資金の貸付け。 ○埼玉県障害者福祉資金 ・生活ホーム等施設の開設に必要な建築物の購入及び増改築等に要する経費の貸付け。	41,981 (45,538)	【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 貸付事業 【サービス区分】 生活福祉資金貸付事業

(5) 権利擁護推進課所管事業

事業名		予算額 (前年度) 単位 千円
8. 保育士修学資金貸付等事業	○保育士修学資金貸付事業 指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指し、資格取得後に市内の保育所等で保育士業務に従事しようとする方に対し、修学を容易にし、質の高い保育士の養成及び確保を図るため、修学資金等の貸付けを行う。 ○保育士就職準備金貸付事業 潜在保育士（保育士資格を有する方であって、保育士として勤務していない方）が、保育士として保育所等に勤務することが決定した場合、就職準備金の貸付けを行う。 ○未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業 保育所等に新たに勤務する未就学児を持つ保育士及び産後休暇・育児休業から復帰する未就学児を持つ保育士に対し、当該保育士が支払うべき保育料の一部について貸付けを行う。	191,562 (204,352) 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 貸付事業（公益） 【サービス区分】 保育士修学資金貸付等事業
9. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより、資格の取得と自立の促進を図るため、入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。 また、ひとり親家庭等自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育確保に等に繋げ、自立の促進を図るため、住居の借り上げに必要となる資金の貸付けを行う。	38,497 (47,065) 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 貸付事業（公益） 【サービス区分】 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
10. 障害者生活支援センターの運営（南区）	障害者及びその家族、支援機関を対象に相談支援を行い、地域での自立と社会参加を促進するために、各種情報の提供や一人ひとりに応じたサービスの利用援助、関係機関との連絡調整などを行う。	35,897 (34,111) 【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 障害福祉サービス等事業 【サービス区分】 障害者生活支援センター事業

(6) 在宅サービス課所管事業

事業名	概要	予算額 (前年度)	単位 千円
1. 訪問看護事業（介護保険）	要介護(支援)者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、主治医と連携し、疾病の重度化を予防し、療養上の世話を行うとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図る。また、24時間緊急対応を行い、安心して在宅療養できるよう支援していく。	23,515 (25,274)	【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 介護保険事業 【サービス区分】 訪問看護(介護予防訪問看護)事業
2. 居宅介護支援事業	○居宅介護支援事業 要介護者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、必要な保健医療サービス及び介護サービスが適切に利用できるよう計画を作成し、当該サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整等を行う。 ○介護予防支援事業 介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図れるように要支援者の自立の促進と重度化予防の推進を図る。このため、個々の能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス等の適切な利用ができるよう計画を作成して提案する。また、当該サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整や住民主体の多様なサービスの開発を進める。 ○認定調査業務 介護保険被保険者の要介護(支援)度を審査・判定するために必要となる被保険者の心身の状況などに関する調査（訪問調査）を行う。	25,567 (20,866) 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 介護保険事業 【サービス区分】 居宅介護支援事業（おおみや） 24,766 (29,851) 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 介護保険事業 【サービス区分】 居宅介護支援事業（岩槻）	
3. 地域包括支援センター事業	高齢者の介護・福祉・医療などに関する様々な相談を受け付け、地域のネットワークを構築・活用しながら、住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの4つの事業を柱とし、地域包括ケアシステムの推進を図っていく。 また、包括的および継続的な支援を行う中で、地域ケア会議の実施や介護予防に資する業務、認知症高齢者等総合支援等について各機関と連携・地域のネットワークを図り推進していく。	54,993 (59,733) 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 介護保険事業 【サービス区分】 地域包括支援センター事業（みなみ） 47,460 (46,989) 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 介護保険事業 【サービス区分】 地域包括支援センター事業（岩槻）	

(6) 在宅サービス課所管事業

事業名	概要	予算額 (前年度)	単位 千円
4. ひとり暮らし高齢者安否確認等事業	65歳以上の単身高齢者で、安否確認を希望する方に対して、定期的に電話をし、安否確認及び必要な各種相談に応じる。	4,809 (4,809)	【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 高齢者福祉事業 【サービス区分】 ひとり暮らし高齢者安否確認等事業
5. 認知症高齢者相談事業	認知症地域支援推進員等による認知症高齢者やその家族等からの電話相談と、必要に応じ関係機関との連絡調整を行う。また、専門の医師が認知症高齢者やその家族等に対し、個別に相談に応じ、認知症に対する正しい知識と理解、専門医の受診、介護方法等について適切な助言及び指導等を行う。	4,974 (4,974)	【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 高齢者福祉事業 【サービス区分】 認知症高齢者相談事業
6. 訪問看護事業（医療保険）	高齢者の医療の確保に関する法律及び健康保険法の規定に基づき、疾病又は負傷により家庭において継続して療養を受ける状態にある被保険者に、主治医が認めた療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。 また、利用する方が安心して在宅生活が送れるよう24時間緊急対応を行い、安心して在宅療養できるよう支援していく。	22,343 (27,346)	【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 医療事業 【サービス区分】 大宮訪問看護ステーション設置運営事業